

会員各位におかれては、平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

当協会の第13回定例総会を下記の通り駐日アルジェリア大使公邸で開催いたしますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。本案内の資料として、第1, 2, 3号議案を添付します。

なお、会員でない方のご同行はお控えください。

会場のキャパシティの関係から、参加者が多数に上る場合は急遽会場を駐日アルジェリア大使館に変更する可能性がありますのであらかじめお伝えします。変更の場合は遅滞なくお知らせします。

記

日時：2022年5月13日(金) 17:00より(受付開始 16:30)

場所：駐日アルジェリア大使公邸

住所：東京都港区南麻布4-6-15(添付の地図をご参照ください)

議案：第1号議案 2021年度活動報告と会計報告

第2号議案 2022年度活動方針と収支予算案

第3号議案 会則の改正

各議案の内容については添付資料にて御了知ください。

各会員におかれては、出欠の有無を以下のフォーム(出欠票)にて返信いただきたく、またご欠席の場合は、書面議決書、または委任状のいずれかを選択の上、以下のフォームに記入の上、5月10日(火)までに当協会宛に返信(info@japan-algeria-association.jp)いただくようお願いいたします。

なお、総会終了後にカティ駐日アルジェリア大使よりアルジェリア情勢についてお話を予定しています。

2022年4月28日 日本アルジェリア協会会長 小川和也

.....
【出欠票】

日本アルジェリア協会第13回定例総会(5月13日)

出席 ()、欠席 () いずれかに○を記入ください。

ご氏名：

【ご欠席の場合、A 書面議決書、B 委任状 のいずれかを選択してください。】

A 書面議決書(各議案につき、賛成または反対に○印を記入してください。)

第1号議案： 賛成 ()、反対 ()

第2号議案： 賛成 ()、反対 ()

第3号議案： 賛成 ()、反対 ()

ご氏名：

.....
B 委任状

総会での議決権を代理人_____に委任します。

(代理人として当協会会員の氏名をご記入ください。特に代理人として指名する方がいらっしゃらない場合には、「会長 小川和也」と記入ください。)

ご氏名：

(以上)

【添付資料】

第1号議案

2021年度活動報告

1. 2021年度は、2020年度と同様にコロナ禍のために、従来諸行事の会場としていた在京アルジェリア大使館が利用できず、外部の会場を使った講演会を1回、新たに開始したオンライン講演会を2回行いました。総会については6月対面での会合が難しいため、書面議決書による表決を行いました。主な活動の詳細は以下の通りです。

2021年4月24日 兼原信克・元内閣官房副長官補による講演会（学士会館）

「バイデン外交と中東」

2021年8月12日 オンライン・パブリックビューイング「パラリンピックゴールボール男子日本アルジェリア戦」の案内と応援団の募集

2021年10月29日 茨木博史氏による講演（オンライン）

「アルベール・カミュのアルジェリア、そして日本」

2021年12月15日 内藤正典同志社大大学院教授による講演（オンライン）

「現代中東の政治とイスラム」

2. 2021年6月の第12回定例総会で神谷武会長の後任として小川和也会長が選出されましたが、新会長の下で引き続き事務体制の整備と財務状況の改善に努めています。具体的には渡部秀文理事を会計担当理事とし、会費徴収の円滑化を図るとともに、HP上では外部団体とのリンク集を設け、会員ページには会員投稿の新たな試みも始めました。お陰様で、コロナ禍にもかかわらず、会費徴収は当初見込みを上回り、損益は黒字（繰越金増額）となりました。

第 2 号議案

2022 年度の活動方針

1. 2021 年 12 月にベンシェリフ前大使の後任としてカティ新大使が着任されました。協会名誉会長である新大使のご意見も踏まえつつ、2022 年度もコロナ禍の収束状況を勘案しながら、行事開催による会員間の交流促進を図ります。講演会等は在京アルジェリア大使館のホールの利用が可能となれば、年間 4 回程度行う予定とします。そうでない場合には、できる範囲での都内の貸会場の利用、または、オンラインによる開催を検討します。

4 月 15 日には、当協会理事であり上智大学名誉教授の私市正年氏によるオンライン講演会「アルジェリアの民主化体験とその挫折」を開催しました。5 月の第 13 回定例総会はカティ大使の英断でコロナ対策に留意しつつカティ大使公邸で行うことになりました。これを機会に今後は対面での行事が行われることを期待しています。

2. 協会の事務体制の整備と財務状況の改善は引き続き検討課題です。会員の協力をお願いする次第です。

第 3 号議案

会則の改正

会則第 4 条及び第 16 条では、「団体会員」と「法人会員」の用語が混同して使われています。これを「法人・団体会員」に統一します。